

(案)



農林漁業者が生産・加工・流通(販売)を一体化させると
所得向上(付加価値・利益)、雇用の場の創出・地域の活性化に繋がる

第3次糸満市6次産業化・地産地消推進戦略

(2026年度～2030年度)

はじめよう6次産業化

 糸満市役所農政課

目 次

【第1章 戦略の概要】

1	戦略更新の趣旨	1
2	戦略の位置づけ	2
3	戦略の期間	2
4	戦略の進行管理	2

【第2章 農林水産業、6次産業化及び地産地消の現状と課題】

1	人口動向分析	3
2	産業別就業者数の推移	4
3	農林水産業の概況と課題	5
4	6次産業化の現状と課題	7
5	地産地消の現状と課題	7
6	第2次戦略の実績	8

【第3章 戦略の取組方針】

1	戦略の基本的な考え方	9
2	戦略目標の設定	9
3	具体的な戦略	10
	(1) 人材育成	
	(2) 地域資源を活用した商品開発及び直売・加工所の推進	
	(3) 販路拡大に向けた支援策	
4	取組を加速させる事業	11
	(1) 市単独による支援	
	(2) 国・県の交付金等を活用した支援	

【参考資料】

・	糸満市6次産業化・地産地消推進戦略協議会設置要綱	13
・	糸満市6次産業化・地産地消推進戦略策定の経過	15

【第1章 戦略の概要】

1 戦略更新の趣旨

農山漁村における雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（以下「6次産業化・地産地消法」という。）が整備されました。

この法律は、農林漁業者が生産から加工、販売までを一体的に取り組むことで経営規模を拡大したり、付加価値の高い製品を加工業者や販売業者などと共同で開発して販売したりすることで、農林漁業者の所得の向上、地域における新たな事業と雇用の場を創出するとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的としています。

このような状況の中、本市の取組方針を定めた第5次糸満市総合計画^{※1}では、本市の将来像である「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」の実現に向け、目指すまちの姿として6つの方向性を示しています。産業面では「豊かな資源をいかし、活気にあふれた糸満市」を掲げており、「産業人材を育成する」、「農業・水産業を活性化させる」、「商工業、観光業を活性化させる」、「産業の魅力に磨きをかける」を取り組み内容として6次産業化^{※2}や糸満ブランドの向上を推進するとしています。

本市では6次産業化等の現状と課題を踏まえ、今後の域内の6次産業化の取組を戦略的に推進出来るようにするため、市・農林漁業・商工・金融等の関係機関で構成する「糸満市6次産業化・地産地消推進戦略協議会」（以下「協議会」という。）を2018年度に設置しています。また、取組方針や成果目標などを定めた「糸満市6次産業化・地産地消推進戦略」（以下「第1次戦略」という。）を策定し、2018年度から2020年度の3年間を戦略の計画期間と定め「糸満ブランド」を国内外に定着させるために取り組んできました。

その後、第5次糸満市総合計画の中でも6次産業化や地産地消^{※3}の取り組みを戦略的に推進し、「糸満ブランド」を国内外へ発信するため、第1次戦略の基本的な考え方を引き継いだ「第2次糸満市6次産業化・地産地消推進戦略」（以下「第2次戦略」という。）を策定し、2021年度から2025年度の5年間を戦略の計画期間と決めました。

この度、第2次戦略の計画期間が終了することから、第2次戦略の基本的な考え方を引き継ぎ、6次産業化や地産地消の現状と課題の見直しを行った「第3次糸満市6次産業化・地産地消推進戦略」（以下「戦略」という。）を策定します。

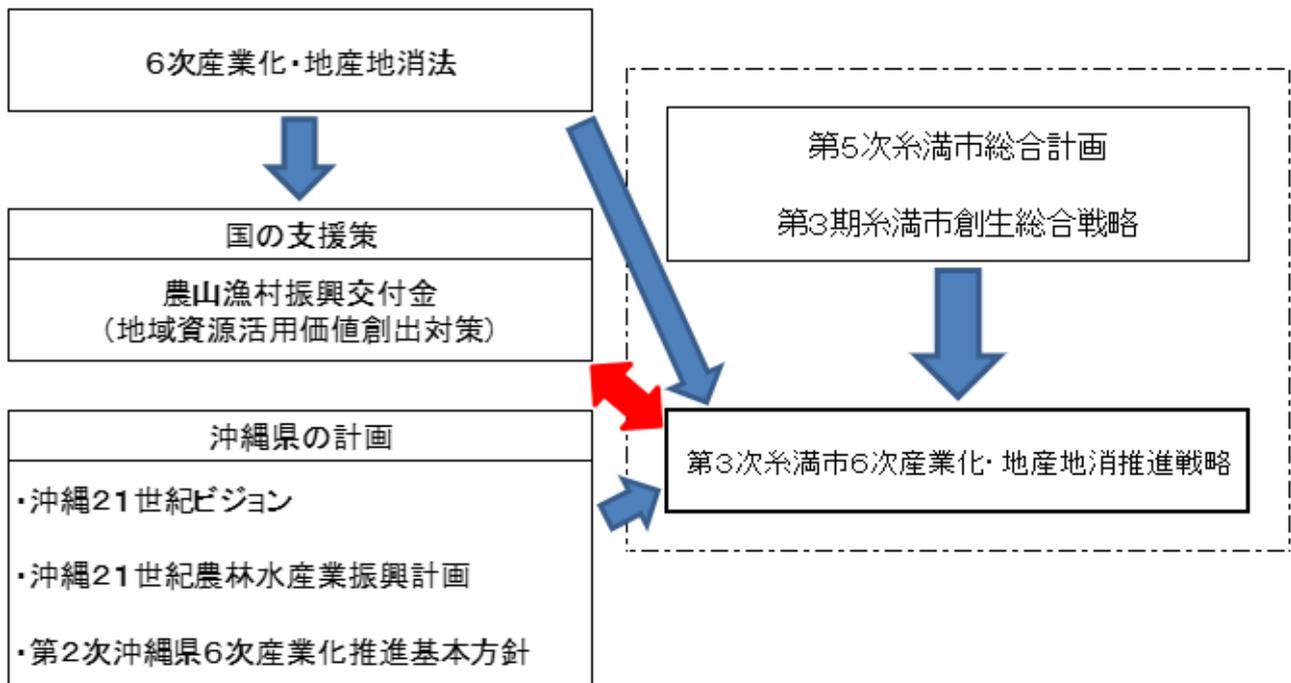
※1 糸満市総合計画（糸満市の将来像やそれを実現するための街づくりの基本施策などを明らかにしたものであり、「市民と行政のまちづくりの指針」や「総合的かつ計画的な行政運営の指針」、「政策評価の基準」などの役割を持っています。）

※2 6次産業化（1次産業化としての農林水産業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。本戦略においては、農林漁業者と商工事業者が相互の強みを活かして、新商品・新サービスの開発や需要開拓を行う「農商工連携」も含む。）

※3 地産地消（地域の農林水産物の利用を促進することにより、地域の農産物の消費を拡大する取組。）

2 戦略の位置づけ

戦略は、第5次糸満市総合計画の目指すまちの姿のなかの「豊かな資源をいかし、活気にあふれた糸満市」の6次産業化及び地産地消に関する部分の個別計画として位置づけるものであり、今後の6次産業化や地産地消の取組の基本となるもので、第2次戦略の基本的な考え方を引き継いだ内容となっています。



3 戦略の期間

戦略の計画期間は、第5次糸満市総合計画後期基本計画と連動させて2026年度から2030年度までとし、目標年度を2030年度としています。なお、戦略期間中に法制度の改正や社会情勢及び外部環境の変化等がある場合は、その動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

4 戦略の進行管理

協議会は、地域資源を活用した6次産業化、農商工連携及び地産地消等の取組を推進し、戦略で掲げる成果目標の達成状況を把握するとともに、必要に応じて見直し改善を図るものとします。

【第2章 農林水産業、6次産業化及び地産地消の現状と課題】

1 人口動向分析

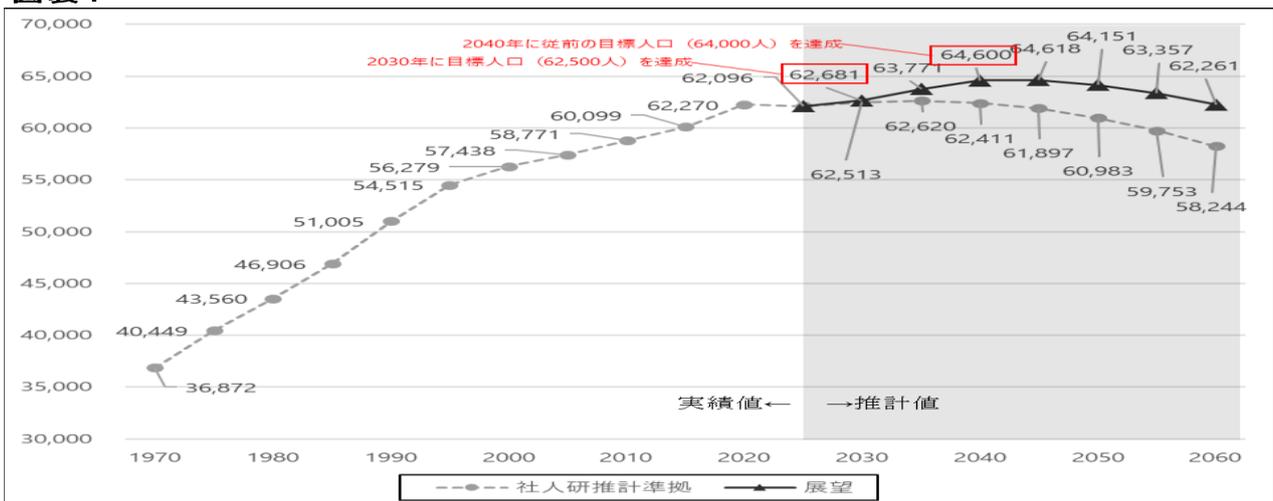
第3期糸満市創生総合戦略によると、2025年9月末時点における人口は、62,096人（男性31,550人、女性30,546人）です。2020年より若干減少傾向にありますが、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研とする。）の将来人口推計準拠によれば、2035年をピークに減少傾向に転じ、35年後の2060年にはおよそ58,000人程度まで減少する推計となっています。

一方、糸満市人口ビジョン（2025年時点修正）では、2060年に現在（2025年）と同程度の人口を維持することを目指しています。

また、図表2を見ると年少人口（0～14歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加していることが分かります。

今後、年少人口の減少により生産年齢人口に影響を及ぼすことが予想されるため、市内の農林漁業者や6次産業化の担い手を確保することが難しくなると考えられます。

図表1



※図表1は本戦略のパブリックコメント時点において検討中です。 出典（第3期糸満市創生総合戦略）

図表2 3区分別人口構成比の推移

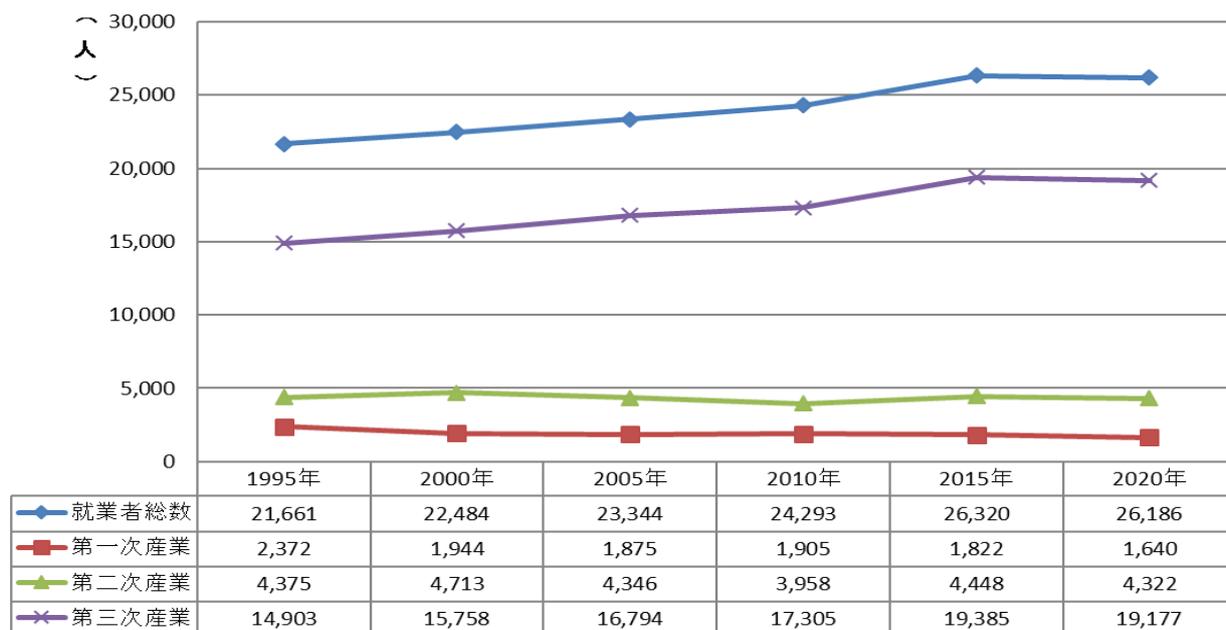


出典（2021年版 第10回統計いとまん）

2 産業別就業者数の推移

2020年の糸満市の就業者数は、26,186人となっており、これまで増加傾向にありましたが、若干減少しています。産業（3部門）別の構成比は、第一次産業が6.3%、第二次産業が16.5%、第三次産業が73.2%となっており、第一次産業の減少傾向は続いており、1995年と比較すると4.7ポイント減少しております。

図表1 産業(3部門)別就業者数・構成比の推移



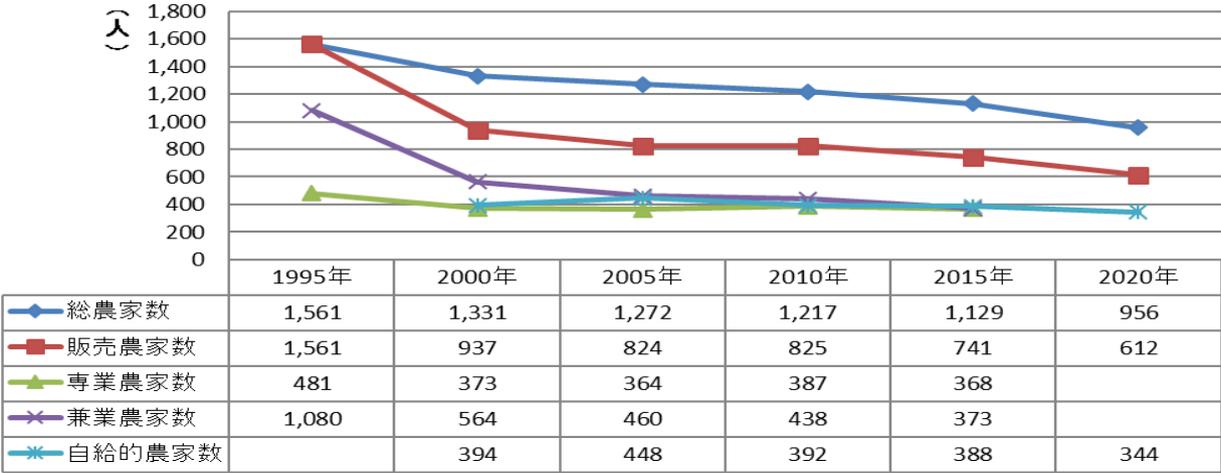
出典（2021年版 第10回統計いとまん）

3 農林水産業の概況と課題

本市の農家数は、図表1のとおり1995年には1,561戸だったのが、約39%減少し、2020年には956戸となっています。農業者は減少傾向にあり、担い手育成・確保の対策が課題となっています。

経営組織別漁業経営体についても図表2のとおり1993年に191経営体だったのが、約58%減少し、2023年には80経営体となっています。漁業経営体も減少傾向にあり、新規就業者の確保・育成が課題となっています。

図表1 糸満市における農家の推移

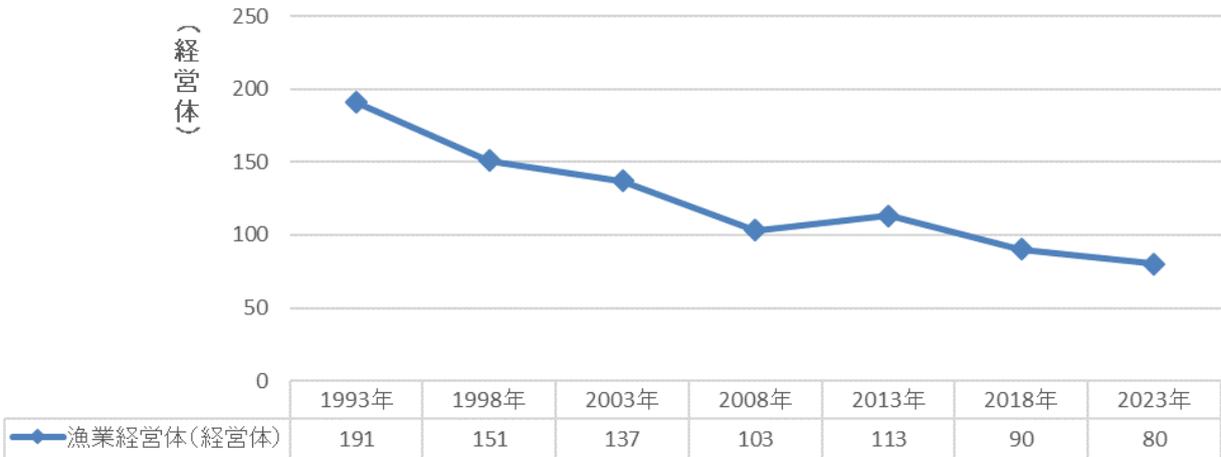


出典（2021年版 第10回統計いとまん、農林業センサス）

※1995年の自給的農家数については、算出不能のため空白とする。

※2020年農林業センサスから専兼業別統計が廃止されたため、専業農家数及び兼業農家数は空白とし、その合計として販売農家数を記載。

図表2 経営組織別漁業経営体の推移



出典（2021年版 第10回統計いとまん、漁業センサス）

本市の農業は、国営かんがい排水事業で整備された地下ダムの恩恵を受け、さとうきびを基幹に野菜・花き・畜産と多品目生産を特徴としています。一方で、農業生産基盤整備の促進、農産物の品質向上、耕作放棄地等が課題となっており、生産基盤・栽培施設の整備等が求められています。多様な資源活用のため、農業用廃プラスチック処理や農畜産廃棄物の利活用などさらなる充実も課題です。また、畜産業においては、市場のニーズに合った肉用子牛の生産を図っていく必要があります。今後も優良母牛の更新事業や山羊生産を推進していくため、生産技術の確立などが求められています。今後、農業振興を図っていくためには、持続的農業、国際規格への対応、スマート農業など新たな分野への施策展開も必要となっています。

漁業の基幹魚種として、ソデイカやマグロ漁業は、概ね安定した経営状態を保っています。2022年には市内に沖縄県水産公社地方卸売市場（イマイユ市場）が開設されたことから、新市場との連携及び水産物の流通加工拠点機能の確保を図る必要性が一層高まっています。また、魅力ある地域資源等が観光に十分に活用されていないことから、観光漁業の取り組みが求められています。

図表1 年度別、耕種、畜産の生産量の推移(花卉:出荷量、その他:収穫量、畜産:飼養頭羽数)

西暦	耕種					畜産					合計	
	野菜	キク	果樹	さとうきび	葉たばこ	牛(頭)			豚	採卵鶏	山羊	産出額
	(t)	(千本)	(t)	(t)	(t)	計	肉用牛	乳用牛	(頭)	(千羽)	(頭)	(百万円)
2019	11,259	46,175	156	18,567	25	2,603	2,458	145	13,909	155	773	5,870
2020	11,972	44,916	147	23,096	27	2,466	2,306	160	12,471	157	822	5,200
2021	11,502	47,194	163	23,035	23	2,430	2,288	142	13,520	156	788	5,240
2022	10,627	40,809	142	22,084	17	2,364	2,185	179	16,968	156	681	5,340
2023	-	-	-	18,516	15	2,518	2,371	147	16,523	153	597	5,420

出典（「農業関係統計」ほか）

図表2 陸揚量・陸揚金額(属地統計※1)

西暦	陸揚量合計	かじき	まぐろ類	いか類	それ以外	陸揚金額
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(百万円)
2018	2,049.9	26.1	1,083.3	856.8	83.7	1,851
2019	1,992.2	28.5	1,184.2	695.0	84.5	1,595
2020	1,748.0	20.7	1,171.4	460.3	95.6	1,304
2021	1,580.9	18.5	955.0	550.4	57.0	1,371
2022	2,153.2	37.9	1,347.8	640.5	127.0	2,083

出典（漁港港勢調査の概要）

※1：魚を陸揚した場所別に集計する方法

4 6次産業化の現状と課題

「6次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画^{※1}の認定件数は、全国的には認定件数2,649件となっており、沖縄における認定件数は61件（2025年12月末日現在）で、本市の認定件数は3件となっております。

本市では第1次戦略期間内に1件の総合化事業計画の認定を受けることができたが、第2次戦略期間内における認定件数は0件となっております。6次産業化に取り組むには、初期投資のリスクや加工・販売に関する新しい知識・技術の習得といった負担が発生しますが、総合化事業計画の認定により融資特例等の優遇措置を受けることが可能となることや地域資源の付加価値の創出、農林漁業者の所得向上などが期待できることから、今後も引き続き6次産業化を支援するため、6次産業化の制度や支援体制についての周知を重点的に行っていきます。

【本市で認定された総合化事業計画】

イトサン株式会社（2012年5月）

◎モズクを活用したスイーツ、調味料等の加工食品開発・製造・販売

農業生産法人 有限会社コーラルファーム（2013年10月）

◎100%県産マンゴーを原料としたマンゴーピューレー等、加工品の開発及び通年販売の取組

株式会社 日本バイオテック（2019年3月）

◎「ぷちぷち海ぶどう」ブランド確立と年間通じた安定生産、安定出荷

※1 総合化事業計画（農林漁業者の方々は、「6次産業化・地産地消法」に定める総合化事業を行うに当たり、そのための実施計画を作成して農林水産大臣の認定を受けることができる。総合化事業は、①農林漁業経営の改善を図ることを目的とし、②農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、③農林水産物等の価値を高めることを目指したものである。）

5 地産地消の現状と課題

農林水産物の地産地消の現状は、農産物等の購入の際、「価格」のほか「安全性」も重視している割合が高くなっていることから、減化学肥料、減農薬に努めるとともに堆肥の活用による有機農業の普及促進に努める必要があります。また、食品の安全を確保するために、GAP^{※1}や食品衛生法改正によるHACCP^{※2}義務化への対応、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にするトレーサビリティ^{※3}等の普及が必要となります。

水産物は、環境・気候に左右されるため安定した漁獲量の確保が難しい状況にあり、調理等の煩わしさや骨があることで敬遠される場合があります。そのため、水産物の加工や地産地消、食育や魚食普及活動などを促進し、消費拡大に努める必要があります。

※1 GAP（農業生産工程管理）（農業においてある一定の成果を得ることを目的として実施すべき手法や手順などをまとめた規範、またはそれが適正に運用されていることを審査・認証する仕組みのこと。）

※2 HACCP（食品を製造する際に工程上の危害を起す要因を分析してそれを最も効率よく管理できる部分を連続的に管理して安全を確保する管理手法。）

※3 トレーサビリティ（野菜や肉などの生鮮食品の生産・流通の履歴をたどることができること。）

6 第2次戦略の実績

第2次戦略の目標に対する実績は以下の通りとなっています。

第2次戦略期間中、コロナ禍の影響を受け、多くの項目で低い実績となりました。これは「人材育成研修会の開催」等、予定していた活動が実施できなかったためです。これらの課題を踏まえ、本戦略では、同様の項目や目標値を引き続き掲げ、コロナ禍後の状況に応じた施策を再度仕切り直して推進していく必要があります。

(単位：回・件・千円)

定量的な目標	事業実施年度 (2021年度)	2年度目 (2022年度)	3年度目 (2023年度)	4年度目 (2024年度)	最終年度 (2025年度)	第2次戦略 期間内合計
人材育成研修会開催数	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(10)
	0	0	0	0	0	0
プランナー派遣申請件数	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)	(8)
	0	0	1 (21回)	1 (12回)	0	2 (33回)
総合化事業計画認定件数 (事業者：農林漁業者等)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)
	0	0	0	0	0	0
商品開発件数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(5)
	2	3	5	9	1	20
農畜水産物直売・ 加工所開設数	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)
	0	0	0	0	1	1
6次産業商品のふるさと納税 返礼品として累計取扱金額	(5,000)	(6,000)	(7,000)	(8,000)	(9,000)	(35,000)
	3,507	3,197	3,960	6,173	6,261 ^{*1}	23,098
法人化した事業体の数	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)
	0	0	0	0	0	0

上段：目標値（かっこ書き）、下段：実績

※1 2025年度の取扱金額は4月から12月末日時点の実績額。

【第3章 戦略の取組方針】

1 戦略の基本的な考え方

自ら生産した農林水産物等を活用した新商品を開発する取組や既存の販売ルートではなく、直接消費者に販売するなどにより、新たな販路を開拓していく取組を支援することによって、地域資源の付加価値を生み出し、農林漁業者の所得向上、雇用の確保を図る必要があります。

第1次戦略では、協議会を立ち上げ、地域ぐるみの取組を推進するための気運を醸成するとともに6次産業化への具体的な方向性を示しました。また、第2次戦略では、民間事業者（農林漁業者、加工業者、流通販売業者等）の商品開発や地元農林水産物の利用促進等を図る取組については、沖縄県地域資源活用・地域連携サポートセンターの専門家（プランナー）や協議会のネットワークを活用して支援してきました。

本戦略においても第1次戦略及び第2次戦略の考え方を引き継ぎ、戦略を踏まえ実施される6次産業化に向けた取組を関係機関と連携して支援していきます。

2 戦略目標の設定

2026年度から2030年度までの戦略期間における目標を以下のとおり設定します。

目標1 人材育成研修会開催数：5回以上

・JA青壮年部や農業青年クラブ、漁業者に向けての研修を継続して実施し、5回以上の研修会開催を目標とします。また、国・県が主催する研修や6次産業化関係補助事業の情報提供を行います。

目標2 プランナー派遣申請件数：8件以上

・農林漁業者が積極的にサポートセンターを活用し、プランナーに相談できるように促します。8件以上のプランナー派遣を目標とします。

目標3 総合化事業計画認定件数：1件以上

・本市の総合化事業計画認定件数は現在3件となっています。戦略期間内に新たに1件以上の認定を受けることを目標とします。

目標4 商品開発件数：20件以上

・サポートセンターのプランナーの活用や異業種交流会への参加、調理場所の提供等を支援し、積極的な新商品開発を支援します。20件以上の商品開発を目標とします

目標5 農畜水産物直売・加工所開設数：1件以上

・6次産業化関係の補助事業の紹介等を行いながら直売・加工所の開設を支援します。1件以上の直売・加工所開設を目標とします。

目標6 6次産業化商品の累計取扱金額：35,000千円以上

・ふるさと納税の返礼品としての活用や各種イベントの活用等で販路拡大を目指します。戦略期間内で累計35,000千円以上の返礼品として取り扱い金額を目標とします。

目標7 法人化した事業体の数：1件以上

・戦略期間内に1件以上の法人化を目標とします。

3 具体的な戦略

本市の農林漁業者は、比較的小規模な経営体が多く、単独で6次産業化に取り組むのは難しい状況にあります。次に掲げる取組を推進しながら、農林水産業・商工・観光等の異業種交流を促進するとともに、自律的取組を協議会及び関係機関と情報共有し、本市の農林水産物の価値の向上と産地の振興につなげることを目指します。

(1) 人材育成

①人材の発掘

担い手^{*1}や漁業者を中心に、6次産業化に係る制度や支援体制等について周知するとともに、6次産業化への取組意向のある農林漁業者等を発掘します。

②市内の6次産業化等の取組紹介

地域資源を活用した特色ある6次産業化等の商品を市内外へPRするために、市ホームページ等へ掲載します。

③セミナー等の開催

農山漁村振興交付金を活用し、経営、マーケティング、資金調達などに必要な知見を得るための研修を開催します。

④異業種交流会の活用

市民活動支援センターまちテラス、糸満市場いとま〜ると連携し、農林漁業者と他業種とのマッチングイベント・情報交換会等の情報提供を行い、異業種交流会の活用を支援します。

(2) 地域資源を活用した商品開発及び直売・加工所の推進

農林漁業者の所得の向上と産地の振興に資するため、商品開発や直売・加工所の整備を目指す農林漁業者を支援します。

市内で生産されるすべての農林水産物を対象としますが、とりわけ、地域資源をいかすため、次に掲げる農林水産物を活用したものを、重点品目として指定します。戦略では新たにパインアップル、バニラ、マッシュルーム、キンメダイを追加しています。

- ・農畜産物（レタス、ゴーヤー、パッションフルーツ、ニンジン、マンゴー、島ヤサイ、牛、豚、鶏、山羊、さとうきび、アセロラ、モロヘイヤ、パインアップル、バニラ、マッシュルーム）
- ・水産物（ソデイカ、マグロ類、モズク、海ぶどう、キンメダイ）

(3) 販路拡大に向けた支援策

①ふるさと応援寄附金への展開

6次産業化で誕生した新商品について、ふるさと納税の返礼品として積極的に活用することで、販路の拡大につなげます。

②各種イベント等の活用

市内外のイベントを活用し、地域資源を活用した加工品等の商品PR活動を推進します。

③農商工観連携によるブランド化の推進

異業種交流を促進し、開発商品の推奨・PRを行うことによりブランド化を目指し、販路拡大を推進します。

※1 担い手とは（認定農家、認定新規就農者等のことをいう。）

4 取組を加速させる事業

具体的な戦略の取組を加速させ、戦略目標である商品開発や直売・加工所整備等を実現させるため、次に掲げる項目の推進に努めます。

(1) 市単独による支援

①新商品開発（試作品づくり）への支援

糸満市場いとま〜る、糸満市観光文化交流拠点施設シャボン玉石けんくくる糸満及び沖縄県水産海洋技術センターなどを活用し、新たな商品開発（試作品づくり）のために必要な調理場所の提供を行います。

②包括連携協定の活用

包括連携協定を活用し、6次産業化の推進に向けたシンポジウム等を開催します。また、農林漁業者の新商品PRのためのホームページ作成やパッケージデザインなど、商品の付加価値を高める取り組みや、クラウドファンディングによる資金調達に関する取り組みを支援します。

(2) 国・県の交付金等を活用した支援

①農山漁村振興交付金（国）

6次産業化の推進に向けて、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取り組み、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決及び農林水産物加工・販売施設等の整備を支援します。

②地域資源活用・地域連携サポートセンターの活用（県）

農林漁業者等による農林水産物の新たな利用や高付加価値化につながる地域連携の取り組みを推進するため、サポートセンター相談窓口及び各種専門知識を有する専門家（プランナー）により、ワンストップサービスによる6次産業化などの取組

に関するアドバイスや事業計画作成を支援します。

③ 6次産業化スタートアップ事業（県）

地域の農林水産物を活用した商品開発に取り組みたい農林漁業者等に対し、新商品開発や商品開発に関する基礎的な知識・ノウハウ取得を支援します。

④ 県産農林水産物活用連携支援事業（県）

県産農林水産物を活用した魅力ある加工品の開発に取り組む農林漁業者等を育成するため、商品改良や販路開拓等の取り組みを総合的に支援します。

【参考資料】

糸満市6次産業化・地産地消推進戦略協議会設置要綱

平成30年6月1日
糸満市告示第54号

(設置)

第1条 糸満市の地域資源を活用した6次産業化、地産地消等の事業活動を促進するための戦略（以下「6次産業化・地産地消推進戦略」という。）に必要な取組について協議を行うため、糸満市6次産業化・地産地消推進戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 6次産業化・地産地消推進戦略の策定に関すること。
- (2) その他6次産業化・地産地消推進戦略に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済産業関係者
- (3) 観光業関係者
- (4) 金融関係者
- (5) 市内農林漁業者
- (6) 経済部長
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が収集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決する

ところによる。

- 4 委員は、所属する行政機関、関係団体等の者をもって代理出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、経済部農政課に置く。

- 2 事務局は、協議会の事務を掌る。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日告示第51号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

○糸満市6次産業化・地産地消推進戦略協議会委員一覧

No.	氏名	役職等	任期	備考
1	内藤 重之	琉球大学農学部 学部長 (教授) 亜熱帯地域農学科 農林経済科学分野	R 8 . 1 . 3 0 ~ R 1 1 . 1 . 2 9	博士 (農学) 学識経験者
2	上原 一志	糸満市商工会 事務局長		経済産業関係者
3	大城 栄喜	糸満漁業協同組合 参事		経済産業関係者
4	玉城 聡子	沖縄県農業協同組合糸満支店 副支店長		経済産業関係者
5	上原 仁	一般社団法人糸満市観光協会 事務局長		観光業関係者
6	花本 洋二	沖縄海邦銀行糸満支店・西崎支店 支店長 (令和7年度 糸満地区金融協会 幹事)		金融関係者
7	大城 和夫	株式会社昂和水産 代表取締役		市内農林漁業者
8	金城 千秋	沖縄県農業協同組合糸満支店 女性部長		市内農林漁業者
9	大本 秀子	糸満市 農業委員		市内農林漁業者
10	新垣 行則	糸満市 経済部長		経済部長

【参考資料】

糸満市 6 次産業化・地産地消推進戦略 関連会議

開催日時	名称	参加者	備考
H30.5.30 9:00～10:00	事務局調整会議 ① 6 次化とは説明 ②戦略（案）調整	事務局メンバー	
H30.6.4 10:00～11:30	部内会議 ① 6 次化説明 ②戦略（案）説明・照会	部内会議メンバー	
H30.6.29 10:00～11:30	部内会議 ①戦略（案）調整	部内会議メンバー	
H30.8.15 9:00～10:30	部内会議 ①戦略（案）最終確認	部内会議メンバー	

糸満市 6 次産業化・地産地消推進戦略協議会（第 1 次、第 2 次戦略）

開催日時	名称	参加者	備考
H30.7.19 14:00～15:20	第 1 回協議会 ①委嘱・任命交付式 ②会長互選 ③戦略策定について説明	協議会メンバー	
H30.8.30 14:00～16:00	第 2 回協議会 ①戦略策定（案）審議	協議会メンバー オブザーバー	
H30.9.27 14:00～15:00	第 3 回協議会 ①戦略策定（案）審議・承認	協議会メンバー オブザーバー	
R1.10.21 14:00～15:00	第 4 回協議会 ①H30 年度の実施状況報告 ②令和元年度の取組	協議会メンバー オブザーバー	
R2.12.8 14:00～16:00	第 5 回協議会 ①委嘱・任命交付式 ②戦略更新について説明	協議会メンバー オブザーバー	
R3.1.12 14:00～16:00	第 6 回協議会 ①戦略更新（案）審議	協議会メンバー	

糸満市 6 次産業化・地産地消推進戦略協議会（第 3 次戦略）

開催日時	名称	参加者	備考
R8.1.30 15 : 00～16 : 30	第 1 回協議会 ①第 2 次戦略の実施状況報告 ②戦略更新（案）審議	協議会メンバー	

糸満市6次産業化・地産地消推進戦略

令和8年（2026年）3月

発行者：糸満市 経済部 農政課

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

TEL：(098) 840-8134

FAX：(098) 840-8153

糸満市ホームページ <http://www.city.itoman.lg.jp>